

令和3年度診療（調剤）報酬等支払日

千葉県国民健康保険団体連合会

【通常支払】

診療（調剤）報酬の支払日は請求月の翌月25日です。25日が土・日・祝日の場合は、直前の平日が支払日となります。

【早期支払】

レセプト電算処理システム参加医療機関に限り、請求月の翌月20日に支払を行います。20日が土・日・祝日の場合は、直後の平日が支払日となります。

請求月	早期支払	通常支払
令和3年 3月	4月20日（火）	4月23日（金）
4月	5月20日（木）	5月25日（火）
5月	6月21日（月）	6月25日（金）
6月	7月20日（火）	7月21日（水）
7月	8月20日（金）	8月25日（水）
8月	9月21日（火）	9月24日（金）
9月	10月20日（水）	10月25日（月）
10月	11月22日（月）	11月25日（木）
11月	12月20日（月）	12月24日（金）
12月	1月20日（木）	1月25日（火）
令和4年 1月	2月21日（月）	2月25日（金）
2月	3月22日（火）	3月25日（金）

支払方法は、指定口座への銀行振り込みとなります。「診療（調剤）報酬等振込通知書」を送付いたしますので、毎月ご確認ください。

国保連合会では、診療（調剤）報酬の源泉徴収をいたしておりません。「診療（調剤）報酬等振込通知書」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

【担当】

業務課 過誤調整係
電話 043-254-7190